

平成25年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成25年6月20日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

中山委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時35分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、私が調査計画書を提出しております。

内容は、6月11日から2日間、今春、小松島市に店舗を開設した千葉県成田市の企業を訪問し、今後の地元新規高卒者の採用に向けた方針等について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告しておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成25年度 競技力向上スポーツ指定校について（資料①）
- 徳島県奨学金の未収金に対する支払督促の実施について

佐野教育長

教育委員会に関係する事項につきまして、2点、御報告申し上げます。

1点目は、平成25年度競技力向上スポーツ指定校についてでございます。

県教育委員会では、全国大会で活躍できる高校運動部活動を育成するため、平成18年度に競技力向上スポーツ指定校事業を開始し、平成23年度からは競技力向上スポーツ指定校ステップアップ事業として発展させて事業を行っております。

平成24年度末に評価の低かった5校5部の指定取消を行ったことに伴い、今回、新たに指定校の追加をいたしました。

追加指定校の決定については、5月8日に選考委員会を開催し、その報告を受けて6月11日開催の教育委員会の審議を経て決定いたしました。

お手元の資料1を御覧ください。

城南高校女子卓球部や貞光工業高校男子ソフトテニス部など、5校6部が今回新たに指定されたところでございます。

その結果、平成25年度は19校32部が指定校となりました。

今後もこれらの指定校を中心として、本県高等学校の競技力が向上していくよう事業を

進めてまいります。

2点目は、徳島県奨学金の未収金に対する支払督促の実施についてでございます。

徳島県奨学金は、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の機会を確保し、人材の育成を図ることを目的としております。

近年、償還金の未収金が大幅に増加しており、貸与財源を主に償還金で賄っておりますことから、未収金を削減し、一層の歳入確保と新たな未収金の発生を防止することが喫緊の課題となっております。

そこで、再三の督促等の返還指導にもかかわらず、1年以上返還がない長期の滞納者及びその連帯保証人につきまして、裁判所に支払督促の申立てを行うことといたします。

ただし、滞納者又は連帯保証人が長期療養中や生活困窮者であるなど、返還することが極めて困難な場合、当分の間、支払督促の申立ては行わないものといたします。

対象者の選定に当たりましては、「徳島県奨学金の返還に係る未収金対策会議」において専門的な見地から意見をいただきながら、公平性に配慮して対象者を決定いたします。

県教育委員会といたしましては、経済的理由により修学が困難な者への修学の機会を確保するため、奨学金事業の将来にわたる継続かつ安定した運営を目指してまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

中山委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

竹内委員

さきの本会議で教育問題について質問いたしました。教育長から前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。その中で、最後のまとめの時にも申し上げましたが、教科書問題も非常に大事な要素でありまして、子供たちの真っ白な頭で地理、歴史や公民など、いろんな勉強をするわけです。おかしい教科書だなと思うのが過去にはいっぱいありましたが、最近では大分是正されました。第1次安倍内閣の時代に教育基本法が改正された後は相当変わってきているのも事実でございますけれども、いまだにそういった教科書があるわけで、今大事な局面を迎えておりますので、この際、竹島、尖閣諸島、そして北方領土についての今までの政府の公式見解をちょっとまとめて聞きたいと思っておりますので、お願い申し上げます。

前田学校政策課長

今、竹内委員から竹島、尖閣諸島、それから北方領土における政府の公式見解についてのお尋ねがございました。

外務省が政府の公式見解として発表している内容でございますけれども、竹島につきましては、「竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない」というのが竹島に関する政府見解でございます。

尖閣諸島につきましては、「尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島を巡り解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」というのが見解でございます。

また、北方領土につきましては、「北方領土はロシアによる不法占拠が続いているが、日本固有の領土であり、この点については、例えば、米国政府も一貫して日本の立場を支持している。政府は、北方4島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本的方針に基づいて、ロシア政府との間で強い意思を持って交渉を行っている」とあり、以上が政府の見解でございます。

竹内委員

そのとおりだと思います。特に、今問題になっております尖閣諸島の問題については中国が一方的に、挙げ句の果てには沖縄までといったことを機関誌に堂々と発表している。これは中国の対日工作の中の一部ですが、そのうち四国もというのが中国の意図であります。それを平和ぼけしている日本は、のうのうと教科書にも書いていない。実際、その教科書は検定に合格するのかなど。そのため、今、子供たちを教育する上で、非常に怒りを覚えております。

私は教科書の検定制度というものに大きな問題があるのではないかなど。そういうものを見過ごしていることに非常に怒りを感じているわけですが、一方で近隣諸国条項というものがあります。当時の河野官房長官が変なことを言ってこれが問題になっているわけですが、安倍総理は日本を取り戻すという強いメッセージの中でこの見直しを取り上げているわけであります。このことについてはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

前田学校政策課長

近隣諸国条項に関するお尋ねでございますけれども、教科書検定につきましては教科用図書検定基準というものが国において定められてございます。その中に近隣諸国条項、これは近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮を求める規定がございまして、昭和57年に教科用図書検定基準に規定されているものでございます。これに基づきまして、義務教育の小学校、それから高校の検定基準いずれも近隣諸国条項が規定されているわけでございます。この近隣諸国条項を巡っては、今、委員からお話ございましたように、例えば、4月10日の衆議院予算委員会におきまして、下村文部科学大臣が教科書検定制度について、客観的な学問的成果に基づいて正しく学び、誇りを持った日本人としてのアイデンティティーが確立されることが大変重

要なことであり、教科書検定制度の現状とその課題を整理して、その見直しについて検討してまいりたいと考えておりますと答弁をしております。近隣諸国条項のあり方についても検討課題になり得るものと承知しております。

また、昨年の衆議院の自民党の政権公約におきましても、教科書検定基準を抜本的に改善し、近隣諸国条項も見直すと明記がされておるところでございます。

本県としましては、改正教育基本法あるいは新学習指導要領の趣旨を踏まえた教科書で子供たちが学べるということが大変重要であると考えております。教科書制度の見直しに向けた国の動向について引き続き注視するとともに、具体的な見直しが図られた際にはその制度にのっとなって、しっかり対応してまいりたいと考えております。

竹内委員

今、そういう流れで来ているわけなんです。特に、竹島、北方領土、尖閣諸島について記述のある教科書を本県の小中学校で使用されているのかということをお伺いしたいと思っております。また、記述されていない教科書も含めて御答弁をいただきたい。

前田学校政策課長

竹島、北方領土、尖閣諸島について記述している教科書の有無でございますけれども、本県の小中学校と高等学校で使用されている教科書についてでございますけれども、小学校の社会科でございますが、2社採択されてはいますが、そのうちの1社につきましては、尖閣諸島に関する記述がございません。また、中学校社会科の地理的分野については3社でございますけれども、そのうちの2社については尖閣諸島に関する記述がございません。それから、中学校社会科の歴史的分野でございますけれども、4社でございますが、2社については竹島、尖閣諸島に関する記述がございません。中学校社会科の公民的分野は2社でございますけれども、これにつきましては、いずれも竹島、北方領土、尖閣諸島に関する記述があるところでございます。

続きまして、高等学校でございますけれども、高等学校の地理Aにつきましては7社、同一の出版社が複数の教科書を出版している場合もございますので、重複しておりますけれども、7社のうちの1社については、竹島、尖閣諸島に関する記述がございません。高等学校現代社会は7社でございますが、そのうちの1社については、竹島、尖閣諸島に関する記述がございません。高等学校の政治経済は10社でございますけれども、そのうちの1社については、竹島、北方領土、尖閣諸島に関する記述がない状況でございます。

竹内委員

本県が採択している中で、8社が竹島、北方領土、尖閣諸島に関する記述がない。北方領土はどこもあるのかな。いずれにしても検定制度に問題があると思うのですが、そういう記述のない、けしからん教科書を本県で使っているのは大いに問題があります。その中で、教科書の採択というのがあります。長い間、私も文教厚生委員になっていないので、その後の経過については十分把握していないのですが、過去には調査員という者がいて、

大体、調査員が指摘したとおりに流れていくという時代がありました。当時、調査員の名前を教えてくださいと言ったら、出版社の人間がいっぱい営業に来るので、名前は明かせませんということで、調査員が鍵を握っているといった制度であったわけです。私もそのことについて大分提起いたしましたが、今、どのような手続になっているのか、お伺いをしたいと思います。

前田学校政策課長

教科書採択の手続制度に関するお尋ねでございますけれども、小中学校の採択につきましては、採択権者は市町村教育委員会でございます。都道府県教育委員会は採択権者である市町村教育委員会の意見を聞きまして、採択地区を設定いたします。本県には11の採択地区がございますが、その採択地区内で同一の教科書を採択するという仕組みになってございます。その際、採択地区ごとに教科書の調査、研究を行うわけでございますけれども、まず、県教委のほうで学校長、それから教員や学識経験者、保護者などからなる教科用図書選定審議会を設置しまして、そこで教科書の選定資料を作成する仕組みになっております。本県では、その教科用図書選定審議会は20名で構成されておりますけれども、それぞれで各教科たくさんございますので、各教科ごとに調査員を任命いたしまして、その方々に実際の教科書についての調査をしていただくということになってございます。

高校につきましては、法令上の具体的な定めはございませんけれども、公立の高等学校については、採択の権限を有する教育委員会、すなわち県立であれば県教育委員会でございますけれども、県のほうでは高校につきましても高等学校教科用図書採択調査委員会というのを設置しまして、教科書目録に搭載された教科書について調査、研究を行っております。各学校が採択を希望する教科書が県教育委員会に上がってまいりますので、その調査委員会の調査結果に基づきまして、必要に応じて指導、助言を行うという仕組みになっております。

竹内委員

大まかな話なので、全部頭に入ったわけではないのですが、余り昔と変わっていないという感じはいたします。小中学校は市町村ですが、それについても一定の内容というのは県で決めて、それを各市町村の教育委員会に行くのだろうと。今の話で、昔から全く変わっていないということが大体分かりました。この調査員の問題については、どのようなになっているのですか。

前田学校政策課長

調査員につきましては、教科用図書選定審議会の下に各教科ごとに調査員を置いているわけでございますけれども、本県で申し上げれば、大体、各教科一つにつきまして5名ほどの調査員、すなわち教員がおります。

それから、採択地区協議会のほうにも選定委員会がございますが、これにつきましても調査員を置いておりまして、これも各教科ごとに教員が入っている状況でございます。

ただ、教科用図書選定審議会と、それから市町村に置かれております採択地区協議会におきましては、従来から保護者代表も含めまして、外部の方も入れるということで、委員の構成メンバーになっているところでございます。

竹内委員

この調査員を任命するのは誰ですか。

前田学校政策課長

高等学校の採択につきまして、県の教育委員会が調査員を任命しております。市町村の教育委員会につきましては、市町村の教育委員会が調査員を任命をしているところでございます。

竹内委員

よく分かりました。前段、私が指摘した調査員というのが一番のキーポイントで、今まではその人が調べたものが協議会に上がってくるので、ここで大体決まってしまう。これからはそれでは困る。調査員の任命についてもバランスのとれた任命をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

佐藤教育委員長

今、課長のほうから説明がありましたような仕組みになっている状況の中で、調査員は非常に重大であります。委員会のほうでしっかりと把握し、見方を変えて調査員を任命してほしいという要望もございました。本当に子供たちに関わる大きな問題でありますので、正しく議論が深まりますように、今のお話も踏まえ、私もしっかりと取り組み、任命についても考えていくことが大事だと考えております。

竹内委員

ここがポイントなので、ぜひ、同じ人が続けていくということがないように。大体、同じ教科書をずっと継続して採択している部分もあるようでございます。自民党のほうでもずっと同じ教科書が続くのはいかなものかという考え方もあるようでございます。特に小中学校は無料ですから、そこのところをきちっとしていただきたい。きちっとした先生方がしているから、それでいいというのでは困るわけで、やっぱり我々が選んだ教育委員が教育委員会の中できちっと審議していただく。そして、問題があるのであれば、訂正していく。やっぱり教育委員会本来の機能をきちっと果たしていただきたいと強く要請いたしておきたいと思います。

それと、小中学校についての最終判断は市町村の教育委員会なのですが、高等学校については県の教育委員会がやっていると。先ほどの報告で、高等学校の地理Aについては二宮書店、もう一つの政治経済については実教出版と、記述がないものが採択された。これについてはどのようになっているのですか。高等学校については、次はいつになるのです

か。

前田学校政策課長

高等学校については、学年が三つございまして、低学年、中学年、それから高学年用ということでございます。高等学校の低学年につきましては、平成24年度が採択年度でございました。それから、中学年につきましては、まさに今年度が採択でございます。それから、高学年用につきましては、来年度が採択でございます。

竹内委員

もう採択が済んでいるところは仕方がないのですが、これからのところについては、ぜひ、記述がないといったふらちでけしからん教科書を採択しないようにしていただきたい。

佐野教育長

今、教科書問題、領土の問題について、いろいろ御質問をいただきました。

そもそも領土につきましては、領土、領海、領空といった基本的な事項、それから国民の主権に及ぶということだろうと思うのですが、そこに国民が存するという点については、基本事項であると思っております。

そうした中で、今、御指摘がありました我が国の根幹に関わるような問題については、正確に子供たちに伝えることも大切だと思っております。もとより教科書だけで教えることはございませんが、最近問題になっておりますことについては、新聞、メディア等の資料も使うわけでございます。今、御指摘いただいたことを十分踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

竹内委員

日本の固有の領土であることを子供たちが知らないというのは大変なことです。今までそれを見逃してきた。日本教職員組合という日本で一番の学校の先生の組合が戦後でき、皇室も認めない、日の丸、君が代は絶対反対、この国を潰すといった綱領が堂々と書かれている。日本教職員組合という組織と文部科学省との戦いがあつた中で、民主党の前幹事長は日本教職員組合の出身であり、実質、参議院を仕切っているのは日本教職員組合の親分です。その中で、我が県は教育正常県として全国で認められてきたところではありますが、それでも日本教職員組合の全国の活動OBというのは非常に強いものがあつて、今日まで大分押されてきた。

そういう経過の中で、昔は教科書を書くほうももっとひどかった。中学校の社会の歴史の中で、伊藤博文という明治維新で日本の最初の民主主義の総理大臣になった人が、安重根に暗殺された。韓国では、今でも安重根は英雄です。今はもうありませんが、日本でも安重根は英雄であると書いた教科書が過去にはあつた。それくらいに日本の教科書はひどかった。その流れの中で来ているから、当時、領土問題を書いていないのは当たり前前の状況だった。だから、竹島が日本の領土であるということを知らない子供たちが多かつた。そ

ういうものが書いてあるものをきちっとしなさいというのが、教育委員会の中の教育委員会たる本来の教育委員会の責務であると私は考えておりますので、そういう教科書は絶対に採択しないように、ぜひ、お願いをしたいと強く要請をいたしておきます。採択した場合、私は教育委員会にいろんな質問状を出して徹底的に戦いますから、きちっと腹に収めておいていただきたいと思います。

教科書問題について、いろいろお話を申し上げました。公民の問題等々についても我が党本部でいろんな動きがあって、今、超党派で公民以外に教科書を作ろうとかというお話も出てきているようであります。実際の教育現場を知らないのできちっとしたことは言えないのですが、少なくとも今の公民というのは、やっぱり公共の精神といいますか、そういう問題がきちっと世のため、人のために尽くしていくという大切な部分、もう一方は自分の権利、自己の権利を主張する部分、これはきちっと両方大事な部分なので、その辺のバランスがきちっととれるような教育のあり方が非常に大事だと思いますので、その点について最後にお伺いしたいと思います。

佐野教育長

今、竹内委員のほうから公共の精神、人のために尽くす、社会全体の利益のために尽くす精神、そして国や社会の問題を自分自身の問題として捉えるといったことかと思いますが、そういった教科書ごとの対応になると、一方で自由と責任、権利と義務といった裏表、責任のない自由はありませんし、権利を果たさない義務もございません。そういった意味で、子供たち、知徳体のバランスのとれた生徒を育成する、そして道徳心を持つ子供たちを育て、私どもの次代を託す子供たちには、そういった両面のバランスのとれた教育が非常に大切だと思っておりますので、今後ともそうしたバランスのとれた生徒を育てるよう全力を傾注してまいりたいと考えております。

竹内委員

ぜひ、現場での先生の指導の仕方というのが全てになると思いますので、その辺は教育委員会としても十分に配慮していただきたいと思います。

先ほど、指定校の報告がありました。見直しがあって、何年かの間に全国大会に行けなかった指定校は外すということを聞いております。余り細かいことはいいのですが、この見直しについてはどういう視点でやってきたのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

高原体育学校安全課長

御質問をいただきました競技力向上スポーツ安全指定校ステップアップの指定校についてですけれども、毎年、評価委員会を開催しております。全ての指定校につきまして、プレゼンテーション及び書類審査を実施しております。平成23年度末に評価委員会を開催いたしまして、成績の振るわなかった学校等の指定の継続を中止いたしました。

四つの観点で評価をしてございます。

まず、1点につきましては、競技成績でございます。競技成績につきましては、過去3年の競技成績と当年度である平成23年度の競技成績について、2点で審査をさせていただきました。

二つ目としまして、学校の支援及び地域との連携でございます。

3点目の評価の視点は、それぞれの部の活動内容でございます。

4点目としまして、生徒の獲得、新人の獲得でございます。

以上の4点につきまして、委員の先生方の御審議をいただきまして、総合的に判断いたしまして、先ほど、教育長のほうから御説明しました5校を指定を解除しまして、今回、新たに6校の指定を追加いたしました。

竹内委員

よく分かりました。我が母校が一つも入っていないのが非常に残念です。やっぱり職業高校というのは、この四つの中に該当しなかったのだろうと思います。これについては、潔くそのとおりでと思いますのでお受けしますが、やっぱり実業高校を発展させていくためには、スポーツ、文化もそうですが、まずそういう部門をやっぱり盛り上げていかないと、実際、入学する人もなかなか増えてこない。教育長も実業高校出身なのでよく分かっていただけと思うのですが、従来、野球、サッカー、陸上、バレー、あるいは柔道でも徳島商業高校というのは名をはせて、ほとんどの種目で優勝した時代もありました。これを見ると、だんだん普通科高校のほうに流れが行っているのが現実です。当然、普通科高校は大学進学を目指している。職業高校というのは、本来、技術を身に付けて、すぐに実社会に出ていくのが本来の姿であろうと思っております。そこで、この中にも実業高校の指定校がございますけれども、これからの高校再編で最後に残るのは徳島商業高校だけだろう言われている。やっぱり指定校ですから、3年間の実力だけというものも分からないことはないが、バランスを考えて、スポーツ指定校については、この四つの上に加えていただきたい。また、大分前に提案したのですが、強化の金ではなく、指定校という肩書きだけがほしい。そうすれば、比較的強い選手が学校に来ていただけるわけです。そこもバランスの中で十分に考えていただきたい。これについては、我が母校がそうなったから言うわけではありません。そのことについては、加味する必要があると思いますので、教育長から御答弁いただきたいと思います。

佐野教育長

竹内委員のほうから専門高校に対し、スポーツ指定校もそういう仕組みができないかというお尋ねでございますけれども、まず徳島商業高校に関しましては、スポーツとは別に、スーパーオンリーワンハイスクールの中で、グローバル展開のほうのトップになりまして、オンリーワンハイスクールのスーパーハイスクールの中で、グローバルな展開を目指そうという指定をさせていただいてまして、元気のある商業校の中心校として頑張っているという認識をしております。先般、私も教育委員が学校を訪問させていただきまして、非常に頑張っているなという印象を持ったところでございます。

そうした中で、専門高校はやはり就職を目指していることから、いろんな態度、それから社会の中に出たときの我慢といったものについても、服装や挨拶についてもいろんな形で指導されていることも承知しております。今後、スポーツ指定校も含めまして、どういった仕組みが考えられるか、あるいはスポーツ指定校につきましても2クール目、あと2月で10年目を迎え、そのあり方も考える時期かと思っておりますので、その際にどういったことが可能かというのを十分検討させていただきたいと考えております。

竹内委員

ありがとうございます。私が申し上げた金無しの指定校というのも十分頭に入れていただきたい。これは非常に効果的だと思いますので、その点を要請いたしておきます。

今、スポーツで体罰が一番問題になっているのですが、私はスポーツをやってきた人間として、今言われているような体罰が体罰だという思いは一つもありませんでした。強くなる、精神を鍛えるためには、我慢もして、先生が言うことをきちっと聞いて、一生懸命に歯を食いしばって頑張ってきた時代でありましたけれども、今は時代が変わって、頭を軽くたたくだけでも体罰だと言われてしまうような傾向が多々見受けられます。

私は、柔道連盟の会長として、先日の私の機関誌にも書きましたけれども、スポーツの指導者が本当の意味での正しい指導ができなくなると。それはスポーツではなくて、単なる遊びになってしまう。だから、やっぱり一定の基準、一定の方向性というのを持った中での指導というものは非常に大事だと。これがなくなったら強くならない。これによって精神的に鍛えられ、社会に出ても皆と協調して頑張る、我慢する。そういうスポーツが持っている一番大切な部分が消されてしまいます。だから、マスコミが一方的に体罰と言いつつ出したら、体罰に対して皆が猛攻撃しますが、そこはやっぱり冷静に受け止めて、スポーツをきちっと育成していく。

やっぱり指定校でも素晴らしい先生がいるところに皆が集まっている。間違いなく、指導者なんです。褒めるところは褒める、叱るところは叱るといったことをきちっとできる指導者のところが伸びている。これは事実であります。一方的にバッシングして、体罰だと騒ぐと、きちっとした指導さえできなくなるおそれがあります。答弁は結構ですが、これについては教育長が一番よく知っていると思います。いくら体罰がけしからんということになっても、きちっとした指導がなければスポーツ選手としての本当の意味の資質、人間力というものは上がっていかない。そのことを強く申し上げて、私の質問は終わります。

樫本委員

今日の冒頭、教育長から競技力向上のスポーツ指定校についての報告をいただきましたが、スポーツの振興に関して質問をさせていただきたいと思っております。御案内のように、昨年の4月から中学校における武道の必修科が実施されていますが、本県における中学校の武道の種目別選択数を示していただきたいと思います。

高原体育学校安全課長

現在、中学校の1年生、2年生を対象に武道、ダンスが必修化となっております。武道の授業の実施状況でございますけれども、86校のうち、柔道は22校、剣道が55校、相撲が20校、合気道が1校、空手道が1校でございます。ただ、総数が86校になりませんのは、複数の種目を実施している学校があるからでございます。

樫本委員

86校中、柔道が22校、相撲が20校、合気道が1校、空手が1校、剣道が55校ということでございますけれども、非常にばらつきがあります。このばらつきの背景というのは、どういうところにあるのでしょうか。

高原体育学校安全課長

基本的には、市町村教育委員会及び学校が教員の配置等、それから学校の実状等を踏まえまして種目を決定しますものですから、それぞれの地域、学校の判断で種目が決まっていると考えております。

樫本委員

それぞれの学校のハードの実状など、学校現場に全て任せているといったお話ですが、指導者の都合でお宅の学校はこういうのにしたらどうですかといった指導は、教育委員会側から別になかったのですか。

高原体育学校安全課長

必修化が昨年度から始まりましたので、それ以前の平成22年度から継続的に研修等を実施し、国の事業を使いました。全ての教員が全ての種目を指導できるというのが基本的なスタンスでございます。中学校1年生、2年生を対象としますのです、武道、それからダンスについて、それぞれ基本的な内容を教える。委員から御指摘いただきました剣道の楽しさを教えると、そういったところが主な学習指導要領の狙いでございますので、先ほど、御説明申し上げました研修会を実施してまいりました。研修会を実施するのと同時に指導者の確保が重要な視点になりますので、その辺を勘案しまして、重複になりますけれども、市町村の教育委員会、あるいは学校のほうが判断いたしたところでございます。

樫本委員

それぞれの学校で全て決めていただいたということなので、教育委員会のほうから、この種目は指導者が少ないから余りしないほうがいいのか、こっちのほうはたくさん指導者がいるのでやっているといったコントロールはなく、自然体で決めていただいたということですね。分かりました。

しかし、数にばらつきがあるなと思います。私は、武道というのは非常に大切に、日本が世界に自信を持って誇れるスポーツであると考えております。私は、柔道や剣道、空手道の地域の大会によく呼んでいただきます。それぞれ武道を楽しんでいる子供たちの姿と

いうのは、本当に輝いています。この子供たちを小学校、中学校、高等学校へとつなげ、生涯スポーツとして楽しんでいただけるような状況をしっかりと作っていく必要があると思っております。そういう視点から質問を続けてまいりたいと思います。そこで、中学校で武道の楽しみを知った、そして基本的な部分がある程度マスターできると、そして更にステップアップをしたい、そうしますとやっぱり高等学校での武道の教育というのが大切になってくるのだらうと思うわけですが、今、競技力向上スポーツ指定校の中に武道が少ない背景は何ですか。

高原体育学校安全課長

剣道につきましては、女子の富岡東高校を指定してございます。柔道につきましては、男子の阿波高校と女子の徳島北高校を指定してございます。ただ、柔道の男子につきましては、鳴門渦潮高校が開校します以前は鳴門第一高校の柔道部を指定部としておりました。鳴門第一高校の柔道部につきましては、鳴門渦潮高校の開校に合わせまして、専攻実技の種目として指定校より上位に位置すると解釈をいたしまして、指定を外しました。

樫本委員

柔道と剣道は分かったのですが、それ以外の武道の指定校がないのですが、それはどうしてですか。

高原体育学校安全課長

女子の弓道につきましては、平成23年度、平成24年度について城ノ内高校と池田高校の指定をしておりましたけれども、先ほど御説明しました2年間の成績等を総合的に判断しまして、この度、指定の継続を中止させていただきました。また、合気道、空手道については指定校はございません。

樫本委員

その理由を教えてください。

高原体育学校安全課長

全国高等学校総合体育大会や国民体育大会で活躍できる学校運動部を育成するというのが基本的な設置の目的でございます。これまでの両大会等の成績を見ますと、その他の種目については該当しないのではないかと判断しております。

樫本委員

分かりました。それでは、今、お話に出ておりました鳴門渦潮高校ですが、私が感じるのは、86校中の55校で剣道が選択され、そして進められているわけですが、この男子の競技力向上スポーツ校に剣道がないということに一つの疑問を感じます。女子は富岡東高校に剣道を設けているのですが、男子はどこにもないというのは少し変だと思うので

すけれども、どういう理由があるのでしょうか。

高原体育学校安全課長

各学校の一覧を見ていただきますと、近年の成績で申し上げますと、おおむね全国大会でベスト32以上をクリアできている学校でございます。男子の剣道については、全国大会出場の学校が近年変わっておりまして、今申し上げました全国大会のベスト32をクリアできていないというのが現在の状況でございます。

樫本委員

競技力が低いわけですね。余りいい成績を取めてないから指定校にならないということですが、しかし、中学校の選択の中では選択している数は多い。そして剣道を楽しんでいる人もかなりいると思います。私の地元でも教員OB、そして警察官OBが道場にやってきて、武道の精神、競技力について、小学生や中学生の子供たちに一生懸命教えておりますけれども、やっぱり成績が振るわないのは、高等学校での指導者の数が足りないということですか。それだったら外部にいっぱい指導者はいると思います。私の地元にもたくさんいます。我々の先輩の遠藤一美先生ももう90歳近くの高齢ですが、大変元気で、若い人たちと一緒に剣道を楽しんで、指導されています。子供たちの道徳心の向上や規律については、将来にわたって非常に大きなプラス効果になっていると思います。

自分自身のことを振り返ってみますと、私は中高一貫の私立の学校に行きました。しかし、中学校から行ったわけではなく、高等学校から行きました。そして、その学校では柔道と剣道を必修にしていました。それについては、私は小学校でも中学校でやっておりません。高等学校に行き初めて習ったわけですが、できないから大変苦痛で、正直言いました。しかし、継続してやることによって、継続は力なりですから、人生の上での大きな自信と誇りにつながると思います。

先ほどの嘉見委員の本会議での質問に対し、教育委員長からは、学校での集団生活や学習態度、生活指導や部活動等を通じての愛情に裏打ちされた厳しい指導からは、規範意識や忍耐力が生まれ、さらにこれを達成感や自信へとつなげていくことが大切でありますといった話がありました。私は感激いたしました。本当に今の子供たちは達成感がない、自信がない。これがほとんどの子供です。親の世代もそうです。私たちの時代もそうですが、私達の戦後の団塊世代の子供たちというのは、これから本当に教育しなければならない時代、世代に入っています。しかし、達成感がないという親が非常に多いと思います。それだけに教育現場でいらっしゃる先生方は御苦労されていると思います。そこで、こういった日本古来の武道をしっかりと振興して、強い心、生き抜く心をしっかりと教育に生かしていただきたいと思うわけでございます。

そこで、また質問に戻りますが、鳴門渦潮高校で体育館、武道場などのハード整備もされているようですが、鳴門渦潮高校で武道の学科を設けることができないのか、40名という定数の枠がございすけれども、これを乗り越えて、見直しの時期に武道の中

でも大変多くの子供たちが楽しんでいる剣道というものにもう少し力を入れていただいて、競技力をもう少し向上させるという方向になりませんか。そうすることによって、既に5種目が鳴門渦潮高校で取り入れられています、その種目の競技力向上にもつながるのではないかと思います、どうでしょうか。

割石教育戦略課長

ただいま、鳴門渦潮高校の専攻実技種目に関わる御質問をいただいております。

現在、平成24年度に開校いたしました鳴門渦潮高校の専攻実技種目につきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、陸上競技、硬式野球、バスケットボール、サッカーと柔道の5種目ということで、競技間のバランス等も考えまして、武道に関しましては、現在、柔道を専攻実技種目に加えさせていただいているところでございます。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、武道も生徒の教育に関しては非常に重要な役割を果たしていると思います。そういうことで、既に柔道を入れさせていただいているところでございます。この専攻実技種目の選定に当たりましては、既に5種目を選定した際に総体、国体といったところでの活躍ができるか、また、地域に大塚スポーツパークがございましたけれども、そういったところでの施設が活かせるかなど、いろんなことを勘案し、検討いたしました。先ほどの説明にもございましたとおり、以前、鳴門第一高校が柔道の指定校となっていたこと等々も含め、選定させていただいている次第でございます。剣道を加えることにつきましては、現在、標準である40名で定員を設定させていただいて、既に5種目指定しております。ということで、新たに種目を加えるということにつきましては、まだ設置して2年目であり、3年生もいないといった状況でございますので、鳴門渦潮高校の評価については、一定の年数が必要ではないかと考えている次第でございます。そのため、当面は各種大会における成績等を見守っていきたいと考えております。

樫本委員

中学卒業と同時によくできる子は県外の私学にどうも取られているようで、平成23年度には愛媛県の私学に5名ほど行っていまして、徳島県の代表の者は、四国大会で徳島県出身者と戦わなくてはならず、大変残念な状況でございますので、全国大会、四国大会に出られるような方策を講じていただき、底上げをしていただきたい。そして、鳴門渦潮高校での成果として取り上げていただけるような状況に向けて努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

割石教育戦略課長

ただいま、委員がおっしゃっていただいたとおり、鳴門渦潮高校の今後の振興ということで、今回の夏の総体におきましては、既にサッカーの女子は優勝しまして、四国大会でも優勝といった輝かしい成績を収めている競技種目もございます。この後に続くような形ですばらしい成績が上げられるように、鳴門渦潮高校の振興策について今後とも十分検討してまいりたいと考えております。

樫本委員

どうか剣道を楽しんでいらっしゃる方々の励みになるように、新たに一つの指定校を作るなり、または鳴門渦潮高校を一番の指定校として作っていただけたら有り難いので、よく検討していただきたいと思います。

それでは、次に過日の本会議で我が会派の竹内会長の教育の問題について、ちょっと掘り下げて、具体的にお伺いしたいと思います。

竹内会長は、県土の誇りを、国を愛する心を持ち、社会の創造に貢献する人を育てていく徳島の教育を今後どのように具体的に展開していくのかといった質問だったのですが、これに対し、答弁の中で、具体的な取組として郷土、徳島の偉人の生き方や功績を紹介し、様々な分野で苦難を乗り越え、人生を切り開き、今日の社会の発展に寄与してきた鳥居龍蔵や賀川豊彦、喜田貞吉などの10名の先人の生き様に焦点を当てた小学校道徳学習教材を作って指導していくというお話でございました。この中で、人間形成の基盤となる道徳教育の充実を図ってまいりましたというお話でございました。この道徳教育の充実についてですけれども、まず現場で指導に当たられる先生の道徳教育が必要だろうと思うわけですが、これをどのように今後進められるのか、お伺いしたいと思います。

西浦総合教育センター所長

道徳教育の充実につきまして、教員の指導力向上が必要でないかという御質問でございますけれども、総合教育センターにおきまして、道徳教育推進の中心となる小中学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を行いまして、指導体制の整備や道徳教育の全体計画や年間指導計画の見直し、あるいは道徳の時間の充実、文部科学省作成の「心のノート」の活用などについての研修を進めているところでございます。また、道徳教育推進教師以外の教員につきましても、研修講座の一つとして「心に響く道徳授業作り講座」を実施をいたしまして、教員の指導力向上に努めているところでございます。

樫本委員

そういうことを実施していらっしゃるのとは分かったのですが、子供が一番影響を受けるのは、保護者と学校現場の先生方だと思います。教員の立場というのは、そういう意味で非常に大切です。教員の人間力によって、子供の人生観が大きく左右されます。子供は育ちますし、成長します。大変大事な部分ですので、子供たちにも大きな影響を与えます。ぜひ、しっかりと心に刻むような教育を教員一人一人にしていいただきたいと思います。

そして、今の現場の先生方は非常に大変であると感じております。そこで、今度は保護者側の道徳教育、保護者の道徳観というものが大切だろうと思います。道徳教育も実は学校現場の仕事にこれから入ってくるのではないかと思うわけでございます。大変門戸が広がってきて、大変だろうと思います。地域も受け入れなくてはならない。また、保護者も受け入れなくてはならない。しかし、これはPTAなどの学校の集まりの中でしっかり

と保護者の理解を得ること、保護者の教育をしっかりとやらないと、学校でいくら一生懸命先生方が研修を受け、道德教育を実践されても成果は上がりません。親の教育、保護者の教育が大事でございます。そういったところをこれからどんなふう to 実施していくのですか。

西浦総合教育センター所長

保護者への啓発、道德教育についての理解を得る取組についてでございますけれども、文部科学省の道德教育総合支援事業を活用いたしまして、小学校、中学校、高等学校で2校ずつ研究指定を行いまして、道德教育の充実に関わる研究をいたしまして、それを県内の各学校に普及するよう努めているところでございます。その指定研究の中の一つとしまして、具体的には八万南小学校で児童の実態等の把握と保護者への啓発ということで、参観日に道德の授業を公開をすとか、保護者対象に講演会を開催するといった取組をしております。そういう取組を県内の各小学校、中学校などにも研究成果を紹介し、普及することによりまして、道德の時間の充実、それから道德での学習の内容につきまして、保護者の皆様に御理解を頂く中で、道德教育の充実について今後とも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

樫本委員

そういった事業をされ、取り組んでいらっしゃるわけですが、学校現場の現職の先生方が保護者に語りかける、お話するのも一つの方法です。元気に退職され、今、地域で活躍されているいらっしゃる教員OBの方がたくさんいらっしゃいます。ぜひ、この宝を活かしていただきたい。学校現場の先生方が直接働きかけることも、親に語りかけることも大切です。しかし、ちょっと学校現場から離れてはいるが、学校のこともやってる、地域のことも分かるといった立場の人がたくさんいらっしゃいます。そういった教員OBの先生方たちに保護者への道德教育の実践をお願いするという方法も一つではないかなと思うのですが、どうですか。

西浦総合教育センター所長

児童、生徒の豊かな心を育成するということにつきまして、地域の方々や保護者の方々の御協力を頂く中で進めるということは大変重要なことであると考えておりますし、道德教育につきましての広がりを持たせるという意味で大切なことではないかと考えております。

先ほど申しました指定研究の学校におきましても、ボランティア活動を基盤とした豊かな体験活動というのが実施された学校もありまして、ボランティア活動については、各学校ともに地域の環境美化でございますとか、あるいは老人福祉施設への訪問など、いろいろな形で体験活動が行われておりまして、そのような活動を地域の方々、あるいは地域のいろんな団体の御協力を頂く中で、児童、生徒の豊かな心の育成を進めていくということを今後とも進めていきたいと考えているところでございます。

樫本委員

学校現場のOBの先生方を活用するというのも視野に入れてやっているということですね。地域に開かれた学校、教育現場ということも掲げてきておられますが、どうも学校現場は学校現場の先生方だけで物事を解決するため、実態はなかなかそうではないと思います。大変苦しい思いをしていると思います。もっと保護者や地域に問題点をオープンにして、ボールを投げ返したらいいと思います。そして楽になってほしい。現場は萎縮してしまって、何事も保護者や地域に遠慮しながら言っているような状況ではありませんか。もう少し自信を持って、地域にボールを投げ返してほしい。学校における問題を地域と一緒に考えてほしい。そういう制度や仕組みをもっと前進させていただきたい。開かれた学校作りというのは、掛け声ばかりに終わっていると思います。学校評議員などの制度もありますが、もう一つ効果は上がっていない。教育長、ちょっと感想をお聞きしたい。

佐野教育長

樫本委員のほうから保護者の道德教育、それから開かれた学校、教員のOB活用といった様々な御意見をいただきました。学校教員のOB活用は今も実施しておりますが、また新たな取組としては、直接的な道德教育という意味ではないのですけれども、防災の中で教員OBに助けていただいて、被災したときに学校再開の際に近隣の学校、御自分らの勤めた学校で市町村とともに避難所の運営をしていただきたい旨の登録を進めているところでございます。そういった多方面で今も教員OBの活用をしているところですが、これからもっと充実させていきたいと思っております。

また、開かれた学校ということについては、掛け声に終わっているのではないかと。ともすればそういうことがあるかもしれませんし、今、御指摘のとおり、学校には閉塞感というものがあるのも事実かと思っておりますけれども、情報を発信し、学校が進める教育というのを皆さんに広くお知らせするという意味で、学校評価制度では、ほとんどの学校がその目標と取組をホームページ等で保護者、地域にお知らせしているところであります。ただ、実際に地域の力、地域資源を生かしていないところもあるのかなといった感想を持っているところでございまして、コミュニティースクールでありますとか、あるいは地域協議会の中でPTAの活動の中を生かしていくという方策も捉え、地域の中で育つ学校というのも去年掲げてありますし、新しい振興計画の中にそれをうたっておりますので、今後ともそうした取組を進めていきたいと考えております。

樫本委員

よろしく申し上げます。

嘉見委員

私は、昨年、一般の皆さん方から頂いた教育委員会に対する疑問点について、少しお話をさせていただきます。

1点目は、県南にも中高一貫校がありますが、そこの入試問題について少し父兄の方から注文が来ました。最近、中学校に行くためにも塾に通っているわけでありましたが、その中で塾の先生が子供の点数の報告を受ける。そして、塾で面接の練習までしているわけです。そうすると、私は何点取ったというように子供から返事が返ってくるわけです。そして、試験や面接もあるということで、面接の仕方まで教えてくれる。そうすると、本番の学力テストで20点くらい上の子供が不合格となり、下だった子供が合格しているといった報告が来ている。なぜ成績が下の子供が合格し、成績がいい私の娘が不合格なのですかと聞かれた塾の先生がいるわけです。県立中学校の採点方法というのですか、私もそういう主立ったことは勉強不足であります。どうして成績が下の子供が合格し、上の子供が落とされるのかと、一般の保護者の方から疑問を投げかけられたわけですが、どういった採点方法なのか少し教えていただきたいと思えます。

前田学校政策課長

今、嘉見委員から県立中学校の選抜の方法につきましてのお尋ねでございましたが、県立中学校3校ございますが、いずれも生徒募集の選抜要項に選抜方法につきましては調査書、適性検査の成績及び面接の結果を資料として総合的に判定して選抜すると明記されてございます。実際の選抜におきましても高等学校入試と同様で、評定委員会がそれぞれの学校にございまして、そこで厳正な審査、評価により資料を作成しまして、公正、公平に合格判定をそれぞれの学校でされているものと認識しております。

配点につきましては、先ほど、適性検査、調査書、面接と申し上げましたけれども、適性検査につきましては、3校共通で300点満点でございます。調査書につきましては、現在、各学校ごとに非公表ということになってございますので、答弁は差し控えさせていただきます。面接につきましては、3校共通でやっておりますけれども、それも段階別評価しております、それにつきましては答弁は差し控えさせていただきます。

嘉見委員

ちょっと聞いても分からないところがあるわけですが、1学年上の通学している子供に聞いたりしますと、やはりおかしいことがあるという話が入ってきたわけでございます。何かで調整しているのかなということがうかがえるわけです。極端な話、お母さんが言うには、先生の息子さんは絶対不合格しないといった話まで私に訴えてきたわけです。ですから、一般の保護者の方は不信感を持っていると。もう少し入試の公平性といいますか、オープンにできるように。何で私が落ちると、ショックを受ける子供がいるわけです。全体の点数が出るわけですから、こういうところが悪かったんだよと分かるようなことをしてあげたほうがいいのではないかと思います。どうですか。

前田学校政策課長

嘉見委員がおっしゃるように、今、適性検査につきましては3校共通で、先ほど300点

満点と申し上げましたが、調査書等につきましては非公表でございますので、各学校ごとに得点がどうなっているのか、今現在、申し上げられない状況でございます。ただ、地域の方々から疑念を持たれるということは県教育委員会としましても本意ではございませんので、今、御指摘がございましたので、調査書等々につきまして、直近で間に合うかどうか分かりませんが、今後の入試の調査書などの得点配分につきましては、公開する方向で検討していきたいと思っております。

嘉見委員

ありがとうございます。なるべく子供たちが余り傷つけない環境の中で、同じ学校、同じ塾に行って、私のほうが成績がいいのにといい思いの子供もたくさんいるようでございますので、こういったところが悪くて、あなたは落ちましたということが分かるように直していただきたいと思っております。

それと、もう一点は、今、樫本委員や竹内委員からスポーツの話がいろいろあったわけですが、私も余り詳しくは知らないのですが、子供はスポーツの特別推薦というものを受けるのですか。

前田学校政策課長

特色選抜でございます。

嘉見委員

私も野球が好きで、注目していたわけですが、今回、阿南第二中学校のバッテリー、阿南中学校のピッチャーなどが特色選抜を受けましたが、皆不合格になっているのが現実でございます。共通することは、私が見てもやんちゃな子供だなという気がするわけです。こういったところにもどういった採点方法でやっているのか、教えていただけますか。

前田学校政策課長

特色選抜の選抜方法のお尋ねでございますが、特色選抜につきましては、調査書、活動記録及び学力検査の成績、それから各高等学校において実施した検査、面接、作文、実技がございまして、これを資料といたしまして、総合的に判定して選抜するという仕組みになってございまして、特に特色選抜につきましては、一つは生徒の個性を生かす入学者選抜として始めてございまして、もう一方で確かな学力を重視する入学者選抜というものも狙いとしてございまして、それぞれの学校ごとに学力検査、面接、実技、調査書、活動記録につきましては、生徒募集案内で配点を公表しているところでございまして、それに基づき、各学校で複数の教員による評定委員会を設けまして、合否判定を行っていることになってございまして。

嘉見委員

そういう建前は分かったわけですが、私も少し聞いてみますと、やはり校長の裁量で、やんちゃな子供は要らないということで不合格になってしまうと。少々学力が落ちても何かで優れているからというのが特色選抜の狙いではないかという思いがするわけですが、先ほどから問題になっております体罰などのいろいろな問題で、やんちゃな子供は相手にするなといった風潮になっているのではないかといった気がするわけです。決まった基準があり、きちんと総合的に判断しなければ、どの子供を合格させるのか分かりにくいと思うのですが、いかがですか。

前田学校政策課長

特色選抜の選抜につきましては、調査書、活動記録、それから学力検査の成績、面接、実技というものがございまして、それぞれ配点が公表されてございます。例えば、ある高校でありましたら、500点満点のうち調査書が100点、活動記録が125点、学力検査が100点、面接50点、実技125点ということでございますので、学力検査の割合は5分の1になってございます。調査書、活動記録、あと面接、実技、これも点数が公表されておりますので、生徒さんがそれぞれ受験され、各学校で選抜するわけでございますが、調査書や活動記録につきましては、各市町村教育委員会における中学校のほうでの調査書の記述内容について統一された基準が別にあるわけではございませんので、先生がおっしゃるように、そういう意味からすると調査書について統一的なものではないという御指摘はあるかもしれませんが、点数の公表という点においてはオープンになっているものでございます。

嘉見委員

中学校の調査書といった話が出てくるのですが、大体、その学校では数人しか採らないため、特色選抜で受けさせているわけで、今、学力が5分の1とかいろいろ言われますが、やっぱりちょっと違うのではないかとイメージするわけで、高校の校長の裁量、考え方でやっているのではないかという思いがするわけでございます。もう少し分かりやすいやり方でしてほしいと思うのですが、いかがですか。

前田学校政策課長

県立中学校の入試における調査書等の配点の話につきましては、先ほど、御答弁申し上げたとおり、今は非公表でございますので、それにつきましては、今後、検討しまして公開する方向で考えようと思っておりますが、特色選抜につきましては、平成23年度から実施しているものでございまして、本年3回目の入試であったわけでございます。今、委員から御指摘いただきましたが、制度が始まってまだ間もない状況でございますので、直ちに制度の根本を変えることは難しいと思っておりますけれども、御指摘の点も踏まえまして、公正さの担保ということについて何ができるのか考えてまいりたいと思っております。

嘉見委員

この競技を強くしたいといった思いで教育委員会も特色選抜を実施していると思いますので、その趣旨が十分生かされるように公平にやってほしいと思います。

あと、体罰でございます。私は教育者でございませませんが、二十歳くらいから県議会議員になるまでの30数年間、少年野球の監督をずっとしていたわけございまして、子供たちを見てまいりまして、子供もいろいろいるなと思うわけございまして、先生方も大変だろうなと思います。私も体罰をしたこともございます。NHKの記者が通っております理容室のオーナーが私の教え子でございまして、私にお尻をバットで叩かれたとオーナーが言っていたと、先月、NHKの記者から言われたわけですが、オーナーやその兄弟の結婚式に呼んでいただくなど、信頼関係はありました。実は、孫が最近野球を始めまして、見に行っておりますと、昔と違って私どもが本当に怒れるような子供がいなくなったのではないかと思います。お父さん、お母さんが一生懸命働いて、子供をほったらかしの時代もありましたが、最近では両親が少年野球にずっと付き添ってくる。中学校、高校まで付き添っているなという思いを10数年前から思っております。やはり怒れる子供がいなくなったなと今の子供を見て思うわけでありまして。今日も新聞に体罰の問題が載っております、何か教育委員会から説明があるのかなという思いで聞いていたわけですが、どういう問題になっているのですか。

松山教職員課長

ただいま、嘉見委員のほうから今朝の新聞報道に関わっての御質問がございましたけれども、現在、県内の高等学校から体罰の疑いのある事案として報告を受けておりますが、新聞報道のあった件も含め、現在調査中でございます。疑いのある事案として報告があった分につきましては、高等学校以外の中学校からも報告の事案がございすけれども、いずれも現在調査中でございますので、いずれきちっと調査をして、その結果については公表したいと思っております。

嘉見委員

私は、体罰は絶対にだめだといった考えは持っておりません。経験上、一生懸命やりますと、どうしても熱くなります。熱くなりますと、大きな声で怒ったり、手が出たりするわけでありまして。私の教え子の中には甲子園に行った人もいますし、プロ野球に行った人もいます。野球が強い高等学校に行きますと、うまい選手が大勢揃っています。その中で、監督が言ったことに対してふてくされていたら、すぐに無視され、ベンチから出され、応援をやらされているのを甲子園の中でよく見ます。やはり言いたいことがあっても我慢しなければならない。ここで使ってもらえるようにするためには、どうしなければならないかということも小学校、中学校の時から教えなければ、一流の高校、大学に行って、監督は無理ばかり言ってとすねているようではレギュラーになれない。ですから、子供たちにも少々無理を言いましたし、無理をさせて強く鍛えてきたつもりであります。中には私のことを厳しすぎるとおっしゃる方もいたと思います。しかし、それが現実であります。

教育長はすぐに体罰はだめとおっしゃいますが、スピード違反に例えますと、スピード

違反はだめですが、実際、捕まったりするのは法定速度を20キロ以上オーバーしていて、20キロ未満でしたらスピード違反しても捕まらないことがございます。今、問題になっておりますソフトボール部でいろいろあると思うのですが、本当の現状を調査していただきたい。この間の総体で、言われている学校のソフトボール部が優勝していました。やはり熱心な先生なんだなという思いで私は外から見ていたわけですが、その学校で体罰があったと。マスコミ受けするような処罰はしないようにしていただきたいというのが私の思いです。その辺について、もう少し詳しく教えてください。

松山教職員課長

先ほども申し上げましたけれども、現在調査中でございますので、しっかり調査をして、その結果を公表してまいりたいと思っております。

嘉見委員

この辺で終わりたいと思いますが、野球で言いますと、甲子園の常連校と全く行ったことがない学校とでは性質も資質も違いますし、小学校、中学校、高校とでは教えることも全然違います。義務教育と画一的にしてはだめです。机上理論だけの文部科学省から来ているのだらうと思いますが、私は全然違うと思います。子供や学校によって差があるということを考えていただいて、何でも処罰したらいい、絶対悪だというようなことにならないようにしていただきたい。その人は多分熱心な先生だらうと思います。子供が何をしても無視する先生に比べたら、素晴らしい先生ではないかと思っておりますので、このことだけを言って終わらせていただきます。

中山委員長

午餐のため、委員会を休憩いたします。（12時16分）

中山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時20分）

質疑をどうぞ。

黒川委員

私は山の中で生まれ、出合小学校、中学校を卒業しましたが、今、そこは廃校になって、もう学校はありません。校歌は小学校も中学校も同じで一つしかなかった時代、その学校に通うために9年間、毎朝4キロメートルの山道を下りて、また4キロメートル歩いて帰りました。考えてみたら、あの時に歩いたから、今これほど元気でいられるのかなと思います。ということで、それについて質問させていただきたいと思いますが、今、徳島県の小中学生の体力が非常に低下しておると。昔の子供たちは遊びの中で常に体力を鍛え、遊びの中でリフレッシュができたように思いますが、徳島県内における小中学生の体力はどのようなになっていますか。

高原体育学校安全課長

委員から御質問いただきました子供の体力、運動能力についてですけれども、平成24年度の全国調査の結果によりますと、小学校5年生の男女、中学校の2年生男女が調査対象となっておりますけれども、小学校5年生につきましては、全国の順位に置き換えますと38番目でございます。女子については34番目。中学校2年生につきましては35番目、女子につきましては31番目です。小学校、中学校ともに8種目の調査を行いまして、それぞれを得点化いたしまして、その総計で総合得点を算出しまして、それを全国順に置き並べてみますと、先ほど申し上げました順位になります。

黒川委員

平成24年度はそうですが、その前と比較したらどうですか。

高原体育学校安全課長

震災のために平成23年度は全国調査が中止になりました。平成22年度調査と比較しますと、総合得点の順位で言いますと、小学校5年生につきましては47位から38位でございます。小学校5年生女子につきましては41位から34位。中学校2年生の男子につきましては39位から35位。女子につきましては43位から31位。おおむね種目のばらつきはありますが、各学校の取り組みが実りまして、少しずつですが総合的な成績が向上しております。

黒川委員

今のデータでは、平成22年と比べたら少しは良くなっているということでありました。

午前中の審議の中でもいろいろな切り口でされていましたが、人間が生きていく中で、体力がなければなかなか頑張れない。これは体も心も一緒であります。その中で体と心をどう鍛えていくかということについて、部活であったり遊びであったり、いろいろところで体を動かしながら、まさに体力を作ることだろうと思っております。冒頭私が申し上げたように、片道4キロメートル、往復8キロメートルを9年間歩いた。小学校1年生でも中学校3年生でもその道を歩くしかなかった。当時、私はどちらかといえば、学校までの長い距離を通わなければならない、学校の前に家がある人はいいなと思っておりましたが、今では逆に、9年間歩いてきたことで体力が自然に付き、そして我慢強くなってよかったと思っております。今、逆に山の子が車で送迎したり、学校の近くに家を建てるといった形になってきたのをよく見ます。今は都会の子より田舎の子のほうが体力が落ちていると聞くのですが、そこら辺のデータはありますか。

高原体育学校安全課長

先ほど、説明いたしました全国順位において、全国上位になっている県名を申し上げますと、例えば、秋田県や福井県、関東圏で言いますと、千葉県といったところが上位になっています。残念ながら徳島県、お隣の高知県も同じような事情でございますけれども、

両県とも近年の取組が実りまして、先ほど、説明いたしました総合得点を並べていくところの順位を見てみますと、少しずつ上昇しているところでございます。

黒川委員

歩育という言葉があります。これについては日本ウォーキング協会が提唱していて、子供の時からしっかり歩かせて、体と心を健やかに育てる。今の子供たちにとってウォーキング協会が提唱している歩育というのは、小さい時に体を鍛える、心を鍛えるということであり、一番大事なことだと思います。ちなみに、卑近な例を言いますと、私は毎日最低でも5キロメートル、多いときは10キロメートルくらい歩くのですが、疲れた時、本当に歩きながら考える、デスクワークをしてもうまく前に向いて進まないようなことでも、歩きながら考えることによって、いろいろなことが浮かんでくる。それをメモしておいたら、帰っていろんなことに使えることがあります。歩きながら考え、心も体もリフレッシュするということがあります。歩育という意味については、ウォーキング協会が出していますが、これを学校教育の中にどういう形で生かし、心身ともにしっかり育てていくか、歩くということを目的意識的に、そして日常生活の中に自然に組み入れていくのか。私だったら歩くことが日常的であり、歩かなかつたらその日の体調はおかしい。私は、北海道に出張で行こうが、東京に行こうが、毎日歩きます。歩かなかつたら体がおかしくなるくらいに、染み込んでおります。それを自然に歩育という表現をすればそうですが、歩育という言葉が学校教育の中に家庭教育の中にどう根付かせていくのか。当然、学校だけでそんなことできるはずはないし、家庭でお父さん、お母さん、おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に歩く、地域で子供たちと遊びながら歩くといったことをしなければならない。今の徳島県だけでなく、日本で一番大事なことだと思います。平成22年に比べたら、平成24年は多少上がりましたが、一時上がっただけではなく、これから更に上げ、どんなことがあろうと歩いてほしい。かつて阪神・淡路大震災が起こった時、ずっと歩いて移動したと。正に車や電車など、何も通らないところを歩く。歩くときには水分を補給しながらとかいろいろあるのですが、歩くことをしとかなければ、原理原則である移動ができなくなるということでもあります。そこら辺について、生きる全ての源である歩育というものをしっかり教育の中に組み入れてほしいと思うのですが、具体的に何かありますか。

高原体育学校安全課長

黒川委員から御指摘いただきました歩育でございますけれども、平成22年11月に日本ウォーキング協会の村山会長に来県いただきまして、本県もウォーキング協会の御指導をいただきまして、県教育委員会と両方でシンポジウムを開催いたしました。当時の県民との協働課の委託事業だったわけですが、当日は村山会長のほうから先ほど御案内いただきました歩育についての御講演をいただきましたり、県内の学校教育の代表者、地域スポーツクラブの代表者、それからウォーキング協会の米田会長とのシンポジウムをしていただきまして、学校の教員、高校生、それから地域スポーツクラブの会員の皆さんに歩育の周知、振興について学ぶ機会を持たせていただきました。

県教育委員会の歩くことに関しての振興策ですけれども、平成22年度に県内小学校5、6年生に歩数計を配布しまして、同時に「四国88カ所巡りてくてくマップ」を作成しまして、全小学校に配布いたしたところでした。それ以降、歩数計を使っているいろんな形で計測と体力向上に役立っているということで、一例申し上げますと、平成23年度以降は「プラス1,000歩チャレンジ」ということで、学年の当初6月に歩数を計算しましたものを、もう一度、12月に1週間期間を設けまして、歩いてプラス1,000歩を達成しようということで、今、小学校のほうで取り組んでおります。ちなみに、平成24年度の達成率は59パーセントでございました。約60パーセントの児童が達成しているということでございます。そのほか、昨年度からICTを活用しまして、チャレンジランキングといたしまして、児童が自主的に運動をやって、それをランキング形式で登録ができるといったホームページも開設をしております。その一つの種目としまして、先ほど、委員から御指摘をいただきました家族と一緒に歩き、それを記録し、登録していくといったページも作成してございます。

黒川委員

私も歩き遍路を40日間歩いた人間として、歩くことによって人間の忍耐力を付けると同時に、いろんなことを考える。例えば、歩き遍路で山を越えるとき、冬だったら雪が降っている場合もあり、歩く道は全部真っ白で迷ってしまうから気を付けなければならないとか、夜遅くなったら携帯電話が入らないところがたくさんある。そのため、時速5キロメートルで歩いたら、いつ宿に着くのかといったことも全部自分で計算しながら歩き遍路をするわけです。そういう意味で、人生そのものが歩くということではありますが、家族と歩く、友達と歩く、それから学校教育の中での「プラス1,000歩チャレンジ」といった問題も含め、歩くことで体力を作る、精神力も作る。そして、最近、うつ病とかいろいろ言われますが、歩くことによってストレス解消になる。歩くということは、単に体力、下半身を鍛えるだけではなく、心のリフレッシュにもなると。自分自身が歩き遍路をしたことによって、大概のことにも動じなくなった。遍路といたらなかなか難しいでしょうが、ウォーキング協会が提唱している歩育を実際の学校教育や家庭教育、社会教育の中でしっかり実行すれば、子供の糖尿病の問題も解消すると思います。

ぜひ、教育の中で歩育という言葉をしっかり息づかせ、子供の将来が健康で、いろんなことが全てに前向きに対応できるようにしていただきたい。

私自身、徳島駅から徳島県議会へ来る場合は全部歩いて来るのですが、ぜひ、教育長が変わっても、歩育が一番の原理原則の核をなすものだろうと思いますので、学校教育の中で実践していただきたい。徳島県は体力測定では常にナンバーワンを目指し、これからどんどん向上することはあっても、後退することはないように願っておりますが、教育長はどのようにお考えですか。

佐野教育長

黒川委員のほうから、歩くことについて、ウォーキング協会が使っている歩育という概念のお話をさせていただきました。無論、体力については、学力、その他健康生活とともに、

人生の中の基本の一つだと認識しております。そういった意味で、運動、もちろん歩くことも今後とも推奨し、本県の児童、生徒が健康でたくましく育つように取り組んでまいりたいと考えております。

古田委員

教育長から奨学金の徴収の件で、徴収を強化していくといった御報告がありました。1年以上滞納している人を対象に、連帯保証人等へも含めて行うという御報告でしたが、対象は何人くらいで、どれくらいの滞納額があるのか、まずはお尋ねをしたいと思います。

前田学校政策課長

奨学金の滞納についてのお尋ねでございますけれども、今、平成24年度の決算調整中でございますので、見込みでございますが、平成24年度は8,457万8,580円で、滞納者は739名でございます。

古田委員

それと、徴収を強化する場合は滞納している人たちへの配慮もしますといったお話でしたけれども、どういった配慮をされるのか、お伺いをしたいと思います。

前田学校政策課長

支払督促の実施に当たりまして、対象者につきましては1年以上返還がない滞納者を想定しておりまして、ただ、長期療養でございますとか、罹災、それから生活保護法による保護を受けているとき、あるいは生活困窮のときの場合には、極めて返還することが困難でございますので、支払督促の申立てはしないと考えております。また、督促、催告を行うに当たりまして、今、支払えない理由書というものがございますが、これをお出しただいて、適正であると判断いたしました場合には支払督促を申立てしないとといった救済措置があるところでございます。

古田委員

就職したくてもできなくて、また、就職しても非正規で短期の場合も多い今の社会状況の中で、返済したくてもできない方がほとんどではないかと思うのですけれども、そういったこともきちんと把握され、生活を脅かすような取立てにならないように配慮していただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

前田学校政策課長

今回の支払督促の実施に当たりまして、法的措置を講ずることで返還可能であるものを対象にしております。ただ、その財産調査権が我々にはございませんので、できる限り現地を訪問してお宅を拝見させていただいたり、あるいは近所の方に生活の様子をお聞きしたりして、可能であるのかどうかを考えると。それから、実際、支払督促の予告をするに

当たって、先ほど申し上げました理由書が提出され、かつ、今失業中である、あるいは病気で休業中である、ハローワークに通っていますといった証明書をいただければ、支払督促の申立てはしませんが、資力があると判断できれば、これは貸与でございますので、必ず回収させていただくということでございます。

古田委員

県の奨学金は無利子でしたのでしょうか。

前田学校政策課長

無利子でございます。

古田委員

滞納に関してはいかがですか。

前田学校政策課長

現在、滞納している方についても延滞利息の徴収は行っておりません。

古田委員

本来、奨学金というのは、貸与ではなくて給付すべきです。経済的な理由で学べない方々に対し、教育の場の保障という点で考えるならば、貸与制から給付制に変えていくべきだと思うのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

前田学校政策課長

奨学金の給付制度に関するお話でございますが、今、お貸ししている方は成績も貸与条件も問わず、かつ生活保護基準の1.7倍という基準のみでお貸ししているものでございますが、これを給付型奨学金にしますと、今よりも審査条件を厳しくする必要がございますので、対象者はおのずと少なくなり、また、お金についても今以上の額を確保する必要があるかもしれませんが、それにつきましては将来的な検討課題であると考えております。

古田委員

ぜひ、考えていただきたいと思います。高校、大学を卒業後、たくさんの借金を背負って仕事を探さなければならないといった今の状況をやっぱり変えていくため、県も給付型の奨学金制度をぜひ作っていただきたい。そして、今回の徴収が過度なものにならないように御配慮いただきたいと強く要望いたしたいと思います。その点について、教育長はいかがお考えでしょうか。

前田学校政策課長

回収に当たりましては、十分資力があると判断できれば支払督促の申立てをさせていた

できます。貸与でございますから、十分資力のある方からは回収するというところでございます。

古田委員

どれくらいのことを指して十分と考えているのですか。

前田学校政策課長

本県の奨学金につきましては、高校生の返還期限は全国最長の20年以内でございまして、最低返還月額も全国最低の2,700円でございますので、この額をお返しいただけるかどうかという判断になろうかと思えます。

古田委員

何度も同じことを言いますが、ぜひ、過度な徴収にならないようにということと合わせて、経済的な理由で高校や大学に行けないといった子供さんが出ないように、給付型の奨学金制度の構築をお願いしたいと思えます。

次に、糖尿病のことですが、今年度、香川県では全ての公立小学校で糖尿病検査を実施するといった記事が徳島新聞に載っていました。香川県の場合、昨年、17市町のうちの10市町で糖尿病の血液検査を実施され、糖尿病の疑いがあるのが0.4パーセント、脂質異常の子供さんが11.1パーセントということで、将来、生活習慣病になる可能性があるという結果が出て、それぞれ指導しよう。今年度は全市町村に拡大する方向ですが、徳島県の場合はワーストワンが続いて、子供の時に早期に発見し、早期に治療することが求められていると思うのですが、どのような対策をされているのか、まずは伺いたいと思えます。

池淵防災・健康教育幹

徳島県の糖尿病についての対策でございますが、県教育委員会といたしましては、県の医師会と連携いたしまして、平成12年に徳島県生活習慣病予防対策委員会を発足いたしました。その後、本県独自の取組といたしまして、平成15年度より小中学校で小児肥満の健康管理システム、学校腎臓病検尿システム、さらには学校糖尿病検尿システムを開始いたしまして、高度肥満や糖尿病の疑われる児童、生徒の個別指導を学校医や専門の医療機関と連携して行ってまいりました。高等学校や特別支援学校につきましても、平成21年度からは肥満健康管理システムを、平成23年度からは学校糖尿病検尿システム、平成24年度からは学校腎臓病検尿システムを開始して取り組んでいるところでございます。

徳島県におきましては、学校保健安全法、また、学校保健安全法施行規則に基づきまして、定期検診の診断で検尿検診の結果、異常があった者に対しまして、2次検診の受診指導ということで、医師会の協力を頂きまして取り組んでいるところでございます。

古田委員

香川県のように血液検査の実施をしたら、より早期発見、早期治療につながると思うの

ですが、どのようにお考えですか。また、本当にそういうふうにつながっていくのであれば、徳島県としても実施すべきではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

池淵防災・健康教育幹

先ほど、委員のほうからお話がありましたように、香川県では平成24年度から26年度までの3年間、小学校4年生及び5年生も対象に血液検査を導入すると聞いております。徳島県におきましては、先ほど、説明させていただきました本県独自の学校糖尿病検尿システムでは、全児童、生徒を対象に尿検査を実施いたしまして、その中から2次検診の必要な児童、生徒につきましては、血液検査も含めた2次検診を実施して取り組んでいるところでございます。今後、香川県の事例も含めまして、有効かどうかということにつきましては保健福祉部局とも情報交換をさせていただきます、それを参考に組み込んでまいりたいと考えております。

古田委員

県下でも美馬市、那賀町、美波町のほうで既に血液検査を実施している自治体があるということで、県としても全市町村で取り組んでいけば、将来、糖尿病になるかもしれない子供たちの早期発見、治療に繋がっていくと思いますので、ぜひ、御検討いただきたいと要請しておきたいと思っております。

次に、学校給食の地産地消のことでお伺いをしたいと思っております。T P P対策の一つで、知事が地産地消を大いに進めていくといった所信表明をされました。そして、県の子供の体力向上の企画員室の会も開かれて、その中でも子供たちの体力を作る、体力向上のためには睡眠や食事が大切だ、野菜の摂取量も増やすべきだといったことが話し合われたようですけれども、今、学校給食でどれくらいの野菜が摂取されているのか。それから、それぞれの年齢に合わせた野菜の摂取量、大人の場合は1日350グラム以上を摂取しましょうと言われていますが、子供さんはどれくらいを目安としているのか、お伺いをしたいと思っております。

池淵防災・健康教育幹

今、委員から御指摘いただきました学校給食における野菜の摂取量ということについてでございますが、学校給食摂取基準におきましては、エネルギーとかたんぱく質、脂質などの栄養に関する参考値を示しておきまして、それを基に栄養職員が献立等を作成しているところでございます。ただ、野菜についてでございますが、1か月間の摂取目標量を1回当たりの数値に換算した標準食品構成表というのがあります、それによりますと年齢によって異なるのですが、6歳から7歳の児童につきましては、緑黄色野菜やその他の野菜を合わせて79グラム、8歳から9歳につきましては93グラム、10歳から11歳につきましては102グラム、12歳から14歳については117グラムを摂取目標と示されているところでございます。

それから、もう一点、大人は野菜を350グラムといった目標がございますが、子供についての目標数でございますが、これも年齢によって異っております、15歳から上につきましては350グラムと、大人と変わらない摂取量の目安となっております。ただ、12歳から14歳につきましては300グラム、9歳から11歳につきましては290グラム、6歳から8歳につきましては240グラムというふうに、年齢によって異なる目安が上げられております。

古田委員

そうした目安、それから学校給食での野菜の摂取基準、これだけは摂取しなくてはならないといったことが言われているわけですが、やっぱり子供たちが本当に体を作っていくためには、ちゃんと食べることが大事なんだといった食育をしっかりと行うことが、今、本当に大切になっていると思います。ところが、残渣などを処理している方からお聞きすると、学校給食から出る残さの量が大変多いと。その辺の量については調べていますか。

池淵防災・健康教育幹

学校給食における全ての残さ量については、把握しておりません。

古田委員

そうしたものも含め、せっかく子供たちが給食で出された栄養のある物をちゃんと食べているかどうかといったことを把握をしながら教育をする。そして、本当に地産地消で、地元の物をおいしく食べるといった食生活をしっかりと確立して行ってほしいと思います。担任の先生ももちろんされるのですが、栄養教諭の役割も大きいと思います。さきの委員会の論議で平成26年度までに50名を配置するとおっしゃっていましたが、1年前倒しで採用すると。そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、栄養教諭の配置についての御質問をいただきました。

本県におきましては、栄養教諭は平成18年度から配置を進めておりまして、平成26年度までに50名の目標ということで取り組んでまいりましたが、現在のところ、平成25年度は49名を配置しております。全ての市町村及び総合教育センター、あるいは徳島市教育委員会に配置しております。

古田委員

現在は49名ということですが、以前、文教厚生委員会の中で論議があった時の記録を拾い出してみますと、単独校で実施している場合は550食以上で栄養教諭が1人、それ未満は4校に1人、それから共同調理場では1,501食以上で2人、それ未満だったら1人というふうな配置基準なのですが、この配置基準はそのまま変わらないのでしょうか。それか

ら、昨年、教育委員会としては、その配置基準を見直してくださいと文部科学省のほうへも言われたようですけれども、その配置基準はどうなっているのか。そして、本当に食育というのは大事だと思うのですが、先ほどお話をさせていただいた残さも見ても、理想としては更に増員していただきたいと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、今後の栄養教諭あるいは栄養職員の配置について御質問をいただきました。

昨年度の政策提言におきましては、特に単独校の場合、委員御質問のとおり、550食以下になりますと4校に1人とといった配置になりまして、これは業務をやっていく上でもなかなか大変でございますし、十分目も行き届かないということで、この基準を緩和するように、例えば3校に1人とか、あるいは2校に1人とといったものにならないかどうか、特に本県の場合は550食以上の大規模校というのが少のうございまして、むしろ中小規模の学校が多いという実状がございますので、その辺を特に訴えて、政策提言したところでございますけれども、その基準が今のところ変わるといった動きはありません。

古田委員

理想的と言われる3校に1人とか、2校に1人とといったことで、県が独自にいろいろ工夫し、増員することはできないのでしょうか。

松山教職員課長

これについては職員定数のことが関わってまいりますので、国からの加配ということで、やりくりする必要がございますけれども、現状では国の基準は変わらないと、人を動かす場合も大変難しく、この辺は粘り強く提言等をつけていかなければならないと思っております。今のところ、市町村教育委員会等々から各学校等の実状を踏まえまして、必要な対応は考えなければならぬと考えております。

古田委員

3校も4校も回らなければならない栄養教諭の皆さんも大変な御苦勞があると思っておりますし、子供たちにとっては栄養教諭の人がいつもいて、そして体のことも考えてくれるといったことが大切だと思っておりますので、ぜひ、しっかり増員を求めていただきたいと思っております。

次に、学校における自然エネルギーの導入ですけれども、県立学校の場合、どのくらいの高校、又は特別支援学校に太陽光発電などが設置されているのでしょうか。

植村施設整備課長

太陽光発電に関しての御質問でございますが、太陽光発電の設置につきましては、環境対策、環境教育のほか、防災対策としても非常に重要かつ有効な取組と認識しております。

県立学校におきましては、平成22年度に徳島科学技術高校、貞光工業高校及び海部高校

の3校に太陽光発電装置を設置しております。また、平成24年度には県立学校避難所施設強化充実事業といたしまして、富岡東高校に蓄電池付きの太陽光発電装置を設置しております。今、言いました海部高校におきましては、設置済みの太陽光発電装置に蓄電池を付加しております。さらに、現在改築中の盲学校、聾学校及び今年度着工予定であります鳴門渦潮高校大津キャンパスの管理情報棟におきましても蓄電池付きの太陽光発電装置を設置する予定でございます。

一方、県立学校施設のほとんどは地域住民の避難所として位置付けられておりまして、学校施設の屋上は避難場所やヘリサインの設置場所、その他、設備機器類の置場などに利用されています。今後、これらとの整合性も図りながら、可能な範囲で蓄電池付きの太陽光発電装置を計画的に整備してまいりたいと考えております。

古田委員

計画的に整備していきたいということですが、ほとんどの学校にいつまでに設置できるとお考えでしょうか。

植村施設整備課長

現在のところ、先ほど言いました県立学校避難所施設強化充実事業におきまして、平成30年度までに30校弱の学校に設置する計画でございます。

古田委員

企業局が沖洲のほうで設置し、4月24日から稼働しております太陽光発電を見させていただき、エコみらいとくしまのほうからいろいろ説明をしていただいたのですが、企業局が設置した周りの整備を民間の方が大急ぎでされている状況でした。徳島県でもどんどん進めてくださっているとは思いますが、学校においては環境の教育と合わせて大変大事なことだと思っておりますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

最後に、いじめの防止対策についてお尋ねをしたいと思います。今、国会のほうで、いじめの防止対策推進法案が論議されているのですが、このことに関しては、私も日本共産党としては、今出されている法案は問題があるのではないかという立場でございます。

問題点の一つは、児童等はいじめを行ってはならないとして、いじめの禁止を法律で定めようとしている点です。子供というのは、友達をいじめたり、逆に友達からいじめられることもあるかもしれない。では違反した場合、どのような取締りを考えているのか分かりませんが、そういった行為を禁止して、取り締めることはやっぱりおかしいのではないかと思います。

それと、二つ目には学校設置者と学校に対し、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないということで、内心の問題まで踏み込んでいると。それから、家庭教育の保護者に対しても責務を負わせるという点、それから、いじめやいじめられた関係を固定的なものとして捉え、いじめを行った児童への懲戒や出席停止などの徹底的な管理、厳罰化で取り締ろうとしている。

そういった点がやっぱり問題ではないかと指摘しているのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

増田いじめ問題等対策企画幹

特に最後の点についてですが、いじめをした生徒に対して何か懲罰といったものをする事について、どうかといったお話ですが、学校におきましては、いじめを認知した場合、校内いじめ問題対策委員会等で方針を決定し、全教職員が共通理解の下、いじめられた児童、生徒を守り通すということとはもとより、いじめた児童、生徒、周りの児童、生徒への適切な指導を行うとともに関係の保護者へ連絡し、ことの重大さを伝え、協力を求めているところがございます。いじめは、人間として絶対に許されないひきょうで恥ずべき行為であり、学校教育全体を通じて児童、生徒一人一人にいじめは絶対に許されない、許さないとの認識を徹底するとともに、いじめられた児童、生徒は徹底して守り通し、いじめている児童、生徒はきぜんとして指導を行うといった対応が大切であります。

したがって、場合によってはほかの児童、生徒の学習環境を守るという観点から、いじめている児童、生徒に出席停止をためらわず、きぜんとした措置をすることも必要であると考えております。

また、問題解決に向けましては、所管する教育委員会の報告、指導、助言を得ながら対応するとともに、事案に応じて警察、児童相談所等の関係機関とも連携しながら対応し、早期発見を図っております。

県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーとして心の専門家であります臨床心理士を全ての公立小中学校へ配置、また、県立高校、特別支援学校へ派遣できる体制を整え、児童、生徒のカウンセリングや保護者、教職員への助言や援助に努めております。

さらに、学校だけでは解決できない困難な事例については、事例に応じてより高度で専門的な知識を有する医師、社会福祉士等の専門家、スクールプロフェッサーと呼んでおりますが、彼らによる学校問題解決支援チームや県警察少年サポートセンターと県教育委員会関係機関で組織しました「阿波っ子スクールサポートチーム」を組織派遣し、問題の解決を図っております。

古田委員

大津中学校でのいじめによる自殺問題で第三者委員会が作られて、その委員のうち、一人は和歌山大学の教授ですけれども、いじめを解決するのは教職員、保護者、子供など、あくまで当事者であり、法律を作るなら彼等を支えるために教員やスクールカウンセラーを増やすなど、条件整備に徹するべきであるとおっしゃっています。それから、教育評論家の尾木直樹さんは、子供のいじめ、自殺が社会問題になって約30年たつが、これまでは時間がたつにつれて意識が薄れ、また、問題化するという繰返しだった。今度こそ解決に踏み出すために立法化は必要だと。しかし、今の与党案というのは実効性に乏しい、この厳罰化ではだめですよ。学校の文化を土台から変えなければ解決できない、いじめの要因は、いじめる子自身が学校や家庭でストレスを抱えている場合もあり複雑だ。道徳教育

で規範意識を高めて済む話ではない。大津の中学校は道徳教育のモデル校だったのですけれども、現に事件は防げなかったといったコメントが出されています。

それから、もう一人の弁護士の方は、なるべく早い段階で学校や教育委員会と離れた第三者委員会を作ったほうが良いといったコメントを出されているのですけれども、大津の事件を受け、最終報告書が出されているのですが、その中で、教員、学校、教育委員会への提言など、いろいろ出されているのですけれども、そうした中で毎日新聞が意識調査をされている。その中で、いじめ対応の一番の問題は、時間不足だと。本当に多忙の中でそういった問題が起きたとき、なかなかすぐに対応できない、時間が足りないということをして7割の先生方が答えられている。そして、時間が足りない理由として、教育委員会からの調査依頼や会議が増えたとか、指導準備などでじっくり生徒の話を聞く時間がないと言われているわけです。

私ども共産党は、いじめのない学校と社会をということで提案を出し、文部科学省のほうへも話をしているのですが、いじめから子供の命を守るいじめ対応の基本原則の確立がまず一番だと。それと、子供たちに過度のストレスを与えている教育と社会を変えると。そういう2本立てで提言しているのですけれども、前々からもお話をさせていただいておりますけれども、今、本当にいじめを解決するのは学校と子供たち、それと取り巻く保護者、周りの人達、1人の先生だけでは落ち込んでいってしまっただめだと思いますので、複数の先生方や学校全体で取り組むように環境を改善し、取り組むことが求められているのではないかと思いますので、今回通そうとしている法案がそういったことに目を向けているのかどうかという点が疑問ですが、その点はいかがお考えでしょうか。

前田学校政策課長

今、衆議院のほうでいじめの防止対策法案が提出されたと思いますけれども、そこにも複数の教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者などにより構成される組織を置こうと書いてございます。したがって、今、委員お話の教職員の人材の確保という点についても措置の項目として入っているわけでございます。当然、道徳教育の充実でございますとか、相談体制の整備も規定されているわけでございます。ただ、こういうことを実施していくに当たりまして、いじめられている子を守るという手段として法律上きちんと制定されてございますので、いじめられている子を守り抜くという観点から、本県としては懲戒あるいは出席停止についても適切な運用で活用してまいりたいと考えております。

古田委員

今までにそういう対策をとったのは、本当に少数です。47都道府県と政令市全てを対象にアンケートとったら、出席の適用例があるのは神奈川県、埼玉県、三重県、徳島県、福岡県及びさいたま市だけです。他の都道府県、政令市の教育委員会においては、そういうことははっきり言っていません。それは問題があるからです。それから、前向きに検討する必要がありますが、やっぱり学校でいじめをしている側の置かれている家庭状況もよく知って、今、家庭がきちんと機能を果たしていないといった状況もあるわけで、そういっ

たことも含め、本当に学校全体がそれぞれの子供たちに寄り添って取り組んでいくといったことが大事だと思います。厳罰化が先というのではだめだと思いますので、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思いますというのを終わります。

松崎委員

前回の事前委員会で教職員の給与カットの交渉状況についてお聞きしましたが、その中で教職員団体と協議をしているところだという話があり、それはそれで見守りたいということをお話しさせていただいたのですが、その後の状況で、特に教育委員会として報告することがあれば教えていただきたいと思いますというのが一点です。

それから、ついでに申しておきますが、前回の話の中で、県職員全体で言えば46億円のカットになると。そのうちの26億3,000万円程度が教職員関係のカットになるというお話でございました。そうやってまいりますと、恐らく、26.3億円は所得税、県税又は市町村税にも影響する思うのですが、県教育委員会としてはその辺についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

それと、このことについては全部聞いておきますが、県は既に2008年から3年3か月の間、7パーセントから10パーセントの給与カットをしてきたことに対し、将来の年金を計算する上で、どのような影響が出るのかということをお聞きしたい。

また、今回の措置が3月31日付で終わるのか終わらないのかという問題はあるのですが、仮に3月31日で終わるのであれば、退職手当にも影響するのではないかと思います。

それから、教職員の場合は公立学校共済制度というところに入っていると思うのですが、公立学校共済は全国組織でございますので、全国で大幅なカットが出るということになれば財源率等も心配されるのではないかと思います、それぞれ所管のところでお話を聞きたいと思います。

松山教職員課長

ただいま、松崎委員のほうから給与カットの交渉の状況についての御質問をいただきました。

前回の事前委員会以降、教職員の組合とは6月5日、6月11日、さらには昨日6月19日に交渉を行いました。今回、カットをお願いしました経緯や趣旨、あるいは本県の厳しい財政状況等を説明しながら、先生方に御理解を求めているところでございますけれども、交渉はまだ妥結しておりませんので、引き続き交渉を進める予定でございます。

それから、県税等についての影響と申しますか、負担につきましては、ちょっと私では財政のほうについては分かりかねるのですが、市町村の場合でございますと、市町村立の小中学校の教員は県費負担教職員と申しまして、その給与は全て県のほうで賄っております。そして、その3分の1は国庫の補助でございますので、国庫補助6億円も削減されているところでございますけれども、その点についても県当局のほうでどういうふうに埋め合わせていくか検討しているところでございます。

第十福利厚生課長

年金につきましては、共済本部のほうで試算しているわけですが、やはり給料が下がってきますと、当然、掛金等に影響が出てくるだろうと考えております。

退職金につきましては、カット前の金額で積算することになっております。

松崎委員

あと1点だけですが、それぞれ教職員団体としっかり話し合いをされているということでございますので、しっかり誠意を持って話し合いを進め、願わくば円満な妥結が図られたらなということをおもっております。ただ、前回の文教厚生委員会の事前委員会の病院局関係で聞いた時、カットされるのは大変遺憾でございます。教育委員会も知事部局も遺憾でございます。皆が遺憾だと言っているものを教育委員会はやるということでございますから、子供の教育にとっては大変悪いという思いがしてございまして、いけないことをこれからはすることがなければいいなという雑感だけを申し上げておきたいと思っております。

次に、県の教育振興計画の第2期というものをいただきました。これは議会の議決案件にもするというので、事前に私どもで勉強会をさせていただいて、立派な振興計画ができたという思いですが、この中の74、75ページのところで、県民にとって魅力のある教育活動を展開するために高校再編を進めるんだと。そして、少子化やグローバル化の対応をするためのうんぬんということで、高校再編の問題が出されてございまして、新たな高校教育の創造というところで、平成24年2月に高校再編計画骨子案を取りまとめ、広く県民の方々から御意見を頂きながら高校再編計画を策定するとのことですが、この高校再編計画をいつまでにされるのか、また、当初、平成24年度中にといったお話もあったと思うのですが、その点についてはどうされるのかということもお聞きしたい。広く県民の意見を聞きたいということですが、それぞれの地域の高校の中で、再編に該当するところは地域協議会を作って、いろんな団体の代表も出られて真剣に議論してきたと。しかし、真剣に議論してきましたが、それが県の教育委員会の方針になってないと。この点について、先日の高校の同窓会のほうで厳しく指摘されました。現時点でのお考えをお聞きしたいと思っております。

割石教育戦略課長

ただいま、委員のほうから高校再編についての御質問をいただいております。

高校再編につきましては、今おっしゃられた阿南市地域の高校再編についてでございますけれども、阿南工業高校と新野高校の再編統合ということで作業を進めております。昨年の2月に再編計画の骨子案を発表いたしまして、5月に地域における説明会、6月から意見募集を実施するなど、地元の皆様の御意見をいただいております。

この中で、再編統合の骨子案につきましては、賛同あるいは反対、それぞれいろいろな立場の方から御意見を賜ったところでございまして、こうした様々な御意見につきまして慎重に検討を進める必要があるのではないかと判断に至りまして、現在も検討を進めているところでございます。

それと、この再編計画につきましては、今、委員からお話がありましたように、県教育委員会が方針等を立ててから地域の協議会のほうで御議論いただきまして、その地域協議会の御意見に基づいて骨子案を策定いたしております。阿南市地域につきましては、学科等につきましてはの御意見、統合についての御意見は一定のまとまりがございましたけれども、地域協議会におきましては、新設統合校の設置場所等につきまして最終的な合意に至っていない状況の形での報告書をいただいております。それに基づきまして、我々は最終的に昨年の2月に再編計画の骨子案ということで、本校を阿南工業、分校を新野高校の地に開設するという案を策定させていただいております。こういった案につきましては、先ほどの繰返しになりましたけれども、それぞれの地域から様々な御意見をいただいておりますので、引き続き、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

松崎委員

慎重にということですが、これもかなり時間がたっておりまして、出されてきた骨子案に対しての意見がそれぞれあって、なかなか取りまとめができない状況だろうと思いますので、ぜひ、方向性を出していただきたいと。県教育委員会はもうやる気がないのではないかと地元から言われております。しかも、当初出した骨子案の取りまとめができない状況の中で、信用もできないなど。遺憾、遺憾と言いながら、やっぱり遺憾なことをするようになってしまいますので、このことについてどうしていくのか、しっかり議論していただきたいと思っております。

また、教育環境の整備ということが出されております。先ほど、別の新しい高校で太陽光もいろいろやっておりますという報告でございました。阿南工業へ行っていただけたら分かると思いますが、管理棟はサッシのところから雨が降り込むため、ビニールを張るなど、いろいろしながら雨の進入を防ぐと。それから、昨年、ちょうど50周年を迎えましたので、生徒たちが勉強する校舎は四十数年たつ鉄筋コンクリート造りでございます。一般に鉄筋コンクリート造りの場合は40年程度が耐用年数と言われたり、それ以降は抜本的な改修工事をしなければならないこともありますが、特に耐震の関係が心配されるわけでありまして。聞くところでは、今のところを壊しながら耐震工事をすると。すなわち、授業をしながら耐震工事をしていくといった話を聞きました。それでは、とてもではありませんが、ここに書いてある教育関係の整備をする状況にならない。しかも、一朝一夕で簡単にできる話ではありませんので、その工事をしてる間、例えば、1学年、2学年の間中、あちらこちらでガンガンやられることにもなってくるわけでございます。やっぱり代替地のところに新築してもらって、今の場所は取り壊し、また利用すると。さらには、阿南工業の場合は地域の災害拠点の地域、災害避難の場所ということにもなったり、阿南中央医師会病院の緊急輸送のヘリポートの離着場になっているということもあって、一時的には被災者を収容しなければならないことなどもあろうかと思っておりますが、とても今の県教育委員会のお話では地元もまとまらないのではないかと感じております。このことについては、特に答弁は要りませんが、そういう状況であるということと、同窓会の総会などでも多くの意見が出され、今、教育委員会に対する不信感が大変増幅していることについては申し

添えておきたいと思います。

ただ、先ほど、男子のバレーボールとホッケーの指定校をいただきました。全国大会などに行く際、教育長から激励もいただいておりますので、感謝申し上げたいと思いますし、ぜひ、子供たち、生徒たちも頑張っ、て、四国又は全国で活躍していただきたいと思っ、て、いるところ、でござ、います。この点については、感謝申し上げたいと思っ、て、います。

それから、教育振興計画には直接関係ないと言われたらそうかもしれませんが、新聞報道を見ますと脱法ハーブのまんえんの兆しがあるということで、巧妙な手口を使っ、て、県内、で販売、している。例えば、宅配便を利用したり、インターネットで購入できるとい、う、ように、と、にか、く商売、をしようとする人は、いろ、んな手口、で販売、してもうけ、よう、とし、て、いる。ただ、被害者になるのは県民でありますし、特に若者を中心として、こ、う、い、う、事、態、が、発、生、する心配、が、あります。現実問題として、脱法ハーブを吸い、車、の運、転、を、し、て、大、変、な、事、故、を、起、こ、し、た、と、い、っ、た、事、案、が、全、国、的、に、も、出、て、き、て、い、る、と、思、っ、て、い、ま、す。

そこで、お聞きしたいのですが、県教育委員会として管轄する高校までのところになるのかと思いますが、例えば、喫煙、飲酒、薬物乱用などといった行為について、県内ではどのような状況になっているのか。また、そういうことに対する県教育委員会としてのお考えがあれば出していただきたいと思っ、て、います。

増田いじめ問題等対策企画幹

県内の学校、主に中高生になると思っ、て、い、ま、す、が、喫煙、の状況、について、の現状、を見、て、い、き、ま、す、と、県警察本部の集計ですが、街頭補導活動などで補導した不良行為少年の状況のうち、中学校、高校生合わせての喫煙による補導者数は、平成20年中は1,459人であったものが、昨年、平成24年中には581名となり、約40パーセントに減少しており、喫煙する中高生は確実に減少しているのではないかと考えております。理由としましては、平成20年にタスポが導入され、自動販売機で買えなくなったこととか、たばこの価格が高くなったこと、親世代でたばこを吸う人たちが減って、喫煙環境で生活した児童、生徒達が減少したことなどが考えられると思っ、て、い、ま、す。

松崎委員

平成20年度においては中高生で1,500人近い方が補導されてると。それが約4割に減り、減少傾向にあるのは結構なことだと思っ、て、い、ま、す、が、それでも600人近い方が補導されていることについて、どのようにお考えですか。

池淵防災・健康教育幹

県教育委員会におきましては、喫煙も含めまして、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を基にいたしまして、警察や学校薬剤師、学校医又は県の医師会等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を実施しているところ、でござ、います。それに加えて、文部科学省や厚生労働等からの指導資料や配布されたものを活用するように各学校にも指導しておりますし、薬物乱用防止教育研修会を開催いたしまして、教職員をはじめ、学校薬

剤師、警察関係者等に対し、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の指導者の養成に努めておるところでございます。各小中高等学校におきましては、警察、学校薬剤師、学校医等と連携いたしまして、先ほども申し上げましたが、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を年1回は実施するという指導しているところがございます。中には小規模学校で該当の学年がないとか、2学年を合わせて実施しているの、隔年でといった学校も多少あるのですが、ほぼ100パーセントの学校におきまして、年1回以上の薬物乱用防止教室を実施しているところがございます。また、各学校におきましては、体育、保健体育科、道徳、特別活動に加えまして、総合的な学習の時間を活用しながら学校の教育活動全体を通しての指導の充実を図っているところがございます。

松崎委員

先ほど、平成20年に比べたら約4割に減ったというお話がありました。薬物乱用防止の教室の活動が相当効いているのかなという感じもするのですが、それでも先ほど申し上げたように、まだ十分ではないといえますか、実態としては限りなくゼロには近づいていない状況であろうかと思えます。そこで、一つは講師陣に警察の方とか、学校医等々を活用されているということでございましたが、民間の奉仕団体の中で講師としての資格を取られている方もいらっしゃるかと聞いております。県内でそういった活動ができていないのか、状況をつかんでいるのであれば教えていただきたいと思えます。

池淵防災・健康教育幹

御指摘の講師についてでございますが、現在、警察、学校薬剤師、それから保健所の職員等が中心となっているのが現状でございます。今、御指摘いただきました民間の養成制度といえますか、講師につきましてもふさわしい方がいらっしゃいましたら、どんどん講師として活用してまいりたいと考えております。

松崎委員

第三次薬物乱用防止五か年戦略に基づいて、平成21年から今年度までの5年間の戦略が行われ、御報告いただいたように、かなり効果が出ていると評価したいと思うのですが、同時に五か年戦略の中では、外部の講師をしっかりと活用したらいいのではないかと指摘もあると思えます。いよいよ今年度でこの五か年戦略は終わるのですが、県教育委員会として何か戦略といえますか、計画というものが今年度中に計画されないと、新年度から切れてしまうこととなります。そのため、先ほど言ったように教育振興計画には別に入れなくてもいいのかなという感じがします。

綿貫教育振興計画推進担当室長

薬物乱用問題についての御質問でございますが、実は教育振興計画の43ページ、学校保健の充実のところ薬物乱用に対する正しい知識の理解を深めるということを入れさせて

いただいております。項目としましては、基本方針の2で知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現の中で、学校保健の充実、そして飲酒・喫煙・薬物乱用に対する正しい知識、理解を深め、望ましい行動、選択ができる子供の育成を目指し、警察、医師会、学校薬剤師会等の専門機関と連携し、薬物乱用防止教室を全ての小中高等学校において開催するとあります。また、インターネットであるとか、あるいは宅配といったところで子供たちがそういった薬物に触れるといったことがございます。そこで、実は基本方針の5に安全・安心で魅力あふれる教育の実現ということがございまして、こういった薬物とか、酒、たばこについて、まさに子供たちが社会の部分と接するところがございます。そういった日常社会の中で必要な情報を収集し、意思を表示し、また行動できる児童、生徒、そして社会で自立した消費者が市民社会へ参画を促す正しい情報を収集し、自分にとっていいか悪いかを判断し、酒やたばこ、薬物に対してノーと言える意志を持ち、実際に行動できる児童を育成するという事で、基本方針の中で携帯電話やインターネットによって犯罪などのトラブルに巻き込まれ、被害者にならないような対策として、インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解についても努めているところでございます。

松崎委員

ありがとうございました。ぜひ、教育振興計画に沿った取組もお願いしたいと思います。

次に、文教厚生委員に送ったと思うのですが、平成24年度の動態統計というのをFAXでいただきました。糖尿病の死亡率は相変わらず全国ワースト1位で、トップを走っているということが記載されていましたが、その次にCOPD、慢性閉塞性肺疾患、たばこによる疾患の死亡率が更に1.5ポイント増えて、全国ワースト3位になったという情報をいただきました。これに対し、特に未成年者については、学校の中で取り組む必要があるのではないかなど。小さい時からのたばこに対する常習性みたいなことがやっぱり言われていますし、それだけではなく最近では受動喫煙といいますか、子供たちがたばこの煙を吸って被害に遭うという悪循環の中で、残念ながら統計で見るとCOPDが全国3位とであります。禁煙支援をする窓口については、医師会の皆さんと教育委員会で協定を結んでいるようですが、しっかり未成年者の禁煙を支援していく必要があると思います。

ちなみに奈良県ですが、今年から保護者のほうから子供や生徒の喫煙に対する相談が寄せられた場合、まず県の保健所が近くの相談窓口を紹介すると。そして、最初の相談料は県が負担して、できるだけ早く治療するというシステムを作ったというニュースを見たのですが、このことについてはどうでしょうか。これからの取組をよく調べていただいて、取組を検討されるといった考え方があれば伺いたいと思います。

池淵防災・健康教育幹

喫煙防止教育におきましては、県の医師会では防煙教室と呼んでおりますが、防煙教室の開催について取り組んでいただいておりますし、各学校にも周知しているところでございます。今、委員から御指摘いただきました先進的な取組につきましては、個別指導と

いった観点から今後の参考にさせていただけたらと思っております。

松崎委員

それでは、質問は以上にしたいと思いますが、今、ちょうど国連のほうで薬物乱用根絶宣言がなされて、2009年から2019年まで10年間の計画でやられていると。そして、今日6月20日から7月19日まで、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」の普及運動を厚生労働省が中心になって実施されていると聞いているのですが、ぜひ、教育現場におけるいろんな形での指導もお願いしたいと思えますし、子供たちに対する部分もあるし、親御さんが喫煙することに対しての子供さんへの影響などもPTAの会合などでしっかり言ったほうがいいし、研修していただいたほうがいい。親御さんのほうも自分が吸いたいときは車の外で吸うとか、家の外で吸うとか、喫煙場所を決めて吸うとか、できるだけ子供にそのことが引き継がれないようにしていくこともPTAの役割ではないかと思えますので、そのことを要望して終わりたいと思えます。

中山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第18号、徳島県立図書館の図書費増額についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館は、文化の森に移転後22年が過ぎましたが、この間、相当額の図書購入費を

投入してまいりました。

現在は、県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

昨今の県財政を取巻く厳しい状況下において、当初予算における図書購入費は、平成15年度から減少傾向になっているものの、平成21年度から平成24年度までは、他の予算額が減額となる中、3,230万5,000円を維持してまいりました。

さらに、平成25年度当初予算におきましては、300万円を増額し、3,530万5,000円を計上しております。

増額した300万円につきましては、特色のある切り口で集中的に図書の充実を図ることとし、「未来を切り拓く人材の育成」ということをテーマに、豊かな感性の醸成や郷土への誇りと国際的な視野のかん養に役立つ図書、キャリアの習得やスキルアップにつながる図書の整備に活用してまいります。

県教育委員会といたしましては、今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに、運営に更なる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第19号、県西部の県立高等学校への看護師課程の設置についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては、生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習受入れ可能となる病院が少ない上に、広く分散している状況にあります。

このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学をはじめとする臨地実習施設や医師などの多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、設置に向けては非常に厳しいものがあり、このため、高校再編を進める県西部の二つの地域協議会におきまして、看護師養成課程の設置は難しい旨の報告をそれぞれいただい

ているところであります。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、看護師の供給が増加しておりますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の実施など、県内定着率の向上に向けた取組が進められていることから、今後、このような状況を慎重に見極める必要があると考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第28号の2、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

請願28号の2、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてでございますが、①小学校1・2・3・4年生、中学校1年生に続き、小学校5年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、学力向上やいじめ、不登校問題への対応、さらには特別な支援を要する子供への対応など、学校の抱える課題が複雑、多様化する中、子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身に付けるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで、本県では、国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところでもあります。

まず、学校生活に不慣れであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1、2年生については、平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。

平成20年度には、複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより、学習、生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。

その後、平成23年度に小学校3年生、平成24年度には小学校4年生を対象に加えることにより、着実にきめ細やかな指導を推進してまいりました。

さらに、本年度からは心身の発達の個人差や集団活動に変化が見られ、自己肯定感の育

成や他者への思いやりのかん養などが課題とされる小学校5年生にまでその対象を拡大いたしました。

県教育委員会といたしましては、35人学級の対象学年の検討も含め、今後とも本県児童、生徒の実態に応じた「ひとりひとりにゆきとどいた教育」の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきまして、就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童、生徒の保護者に対して、国の補助を受けて市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から要保護児童生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては、市町村教育委員会に対し、国からの通知を連絡しているところでございますが、今後とも市町村が就学援助に関して適切な対応ができますように国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

また、高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては、公立高等学校の授業料無償化によりまして、授業料の負担は軽減されましたが、入学金や学用品などの経費の負担は残っております。

このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対して、「経済的理由により修学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金の制度を創設すること」を要望しているところであり、今後とも国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいります。

③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事のあり方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するために、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また、国においても学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として積極的な活用を進めているところであります。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標数（定員）を増やすことにつきまして、定時制課程は、働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受検者数や入学実績などを考慮し、設定しているところであり、定時制課程の受検状況を見てみますと、近年、一般選抜におきましては、募集目標数に対し受検者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

（「①、②、④は継続、③は反対」と言う者あり）

それでは、それぞれ御意見をいただきましたので、採決に入ります。

まず、請願第28号の2のうち、①、②までをお諮りいたします。

①、②は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、①、②は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第28号の2のうち、③小・中学校の給食費無償化を国にはたらきかけることについては、継続審査とすべきとの御意見がありますので、まず、継続審査について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

可否同数であります。

よって、徳島県議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、本件に対する可否を採決いたします。

委員長は、本件を継続審査とすべきものと決めます。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第28号の2のうち、④定時制課程の募集目標数（定員）をふやすことについては、継続審査とすべきとの御意見がありますので、まず、継続審査について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号、高校再編における校地の選定についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む高校再編計画骨子案を策定いたしました。その後、地域説明会と意見募集を実施し、様々な御意見をいただいたところであり、引き続き、県教育委員会といたしましては、新高校が地域の子供たちの期待に応えられる学校となるよう、教育を受ける子供たちの視点に立って、高校再編計画（案）の策定に向け、慎重に検討してまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第18号、請願第19号、請願第28号の2①②③④、請願第32号

これをもって教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。
(15時09分)